

2023年4月10日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 木村 正
臨床倫理監理委員会 委員長 三上幹男
同 副委員長 鈴木 直

「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について－議論すべき課題の抽出－」
報告書ならびにパブリックコメントの提出について

平素より日本産科婦人科学会（以下本会）の運営に多大なるご支援を賜りまして、誠に有難うございます。

本会では、2023年1月15日にシンポジウム「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について－議論すべき課題の抽出－」を開催いたしました。そこでの議論内容、さらに、本医療を実践してきた医療関係者、本医療を受けたあるいは希望しているカップル、本医療によって生まれてきた子、など本件の法整備に関連する関係者ならびに一般の皆様からのご意見を拝聴し、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について、より良い方向に進めていくために議論すべき大切な課題・要望に関して取りまとめた報告書を作成いたしました。本報告書と報告書へのパブコメをここに提出いたします。

本報告書の内容を勘案の上、「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号）」の附則第3条にある検討を行って頂き、早急に形にさせていただきたく切にお願いいたします。

また、本会では、2001年1月17日に本会理事長あてに出された厚生労働省母子保健課長通達「『AID 以外は同報告書における結論を実施するために必要な制度の整備がなされるまで実施されるべきでない』旨の見解が示されていることに御留意いただき、貴会会員に同報告書を周知いただくよう、特段の配慮をお願いします。」を本会会員に周知し、この22年間見解と同等の位置付けで遵守を求めてきました。凍結精子は人工授精(AID)の成功率が低く、妊娠率は顕微授精－胚移植により改善することは周知の事実です。この通達によって、多くの患者が効率の悪いAIDを繰り返し、結果妊娠に至らない、と言う不利益を被り、その上、AID以外の生殖補助医療が水面下で行われる、精子提供ルートの複雑化、高額化、ネットを使った個人ベースでのやり取り、生殖ツーリズムによる海外渡航あっせんなど多くの社会問題につながりました。この点は、今回提出した報告書からもご理解いただけたと思います。この厚生労働省母子保健課長通達の撤回に関しての要望を、同課の所管事務を引き継いだことも家庭庁母子保健課にしていまいりました。この件についても十分にご検討いただければと思います。

以上



公益社団法人 日本産科婦人科学会

〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目6番18号 東京建物京橋ビル4階

TEL : 03-5524-6900

FAX : 03-5524-6911

E-mail : nissanfu@jsog.or.jp

2023年4月10日

内閣府特命担当大臣 小倉 將信 殿

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 木村 正
臨床倫理監理委員会 委員長 三上幹男
同 副委員長 鈴木 直

「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について－議論すべき課題の抽出－」
報告書ならびにパブリックコメントの提出について

平素より日本産科婦人科学会（以下本会）の運営に多大なるご支援を賜りまして、誠に有難うございます。

本会では、2023年1月15日にシンポジウム「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について－議論すべき課題の抽出－」を開催いたしました。そこでの議論内容、さらに、本医療を実践してきた医療関係者、本医療を受けたあるいは希望しているカップル、本医療によって生まれてきた子、など本件の法整備に関連する関係者ならびに一般の皆様からのご意見を拝聴し、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について、より良い方向に進めていくために議論すべき大切な課題・要望に関して取りまとめた報告書を作成いたしました。本報告書と報告書へのパブコメをここに提出いたします。

本報告書の内容を勘案の上、「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号）」の附則第3条にある検討を行って頂き、早急に形にさせていただきたく切にお願いいたします。

また、本会では、2001年1月17日に本会理事長あてに出された厚生労働省母子保健課長通達「『AID 以外は同報告書における結論を実施するために必要な制度の整備がなされるまで実施されるべきでない』旨の見解が示されていることに御留意いただき、貴会会員に同報告書を周知いただくよう、特段の配慮をお願いします。」を本会会員に周知し、この22年間見解と同等の位置付けで遵守を求めてきました。凍結精子は人工授精(AID)の成功率が低く、妊娠率は顕微授精－胚移植により改善することは周知の事実です。この通達によって、多くの患者が効率の悪いAIDを繰り返し、結果妊娠に至らない、と言う不利益を被り、その上、AID以外の生殖補助医療が水面下で行われる、精子提供ルートの複雑化、高額化、ネットを使った個人ベースでのやり取り、生殖ツーリズムによる海外渡航あっせんなど多くの社会問題につながりました。この点は、今回提出した報告書からもご理解いただけたと思います。この厚生労働省母子保健課長通達の撤回に関しての要望を、同課の所管事務を引き継いだことも家庭庁母子保健課にしていまいりました。この件についても十分にご検討いただければと思います。

以上



公益社団法人 日本産科婦人科学会

〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目6番18号 東京建物京橋ビル4階

TEL : 03-5524-6900

FAX : 03-5524-6911

E-mail : nissanfu@jsog.or.jp

2023年4月10日

こども家庭庁 母子保健課
課長 山本 圭子 殿

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 木村 正
臨床倫理監理委員会 委員長 三上幹男
同 副委員長 鈴木 直

「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について－議論すべき課題の抽出－」
報告書ならびにパブリックコメントの提出について

平素より日本産科婦人科学会（以下本会）の運営に多大なるご支援を賜りまして、誠に有難うございます。

本会では、2023年1月15日にシンポジウム「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について－議論すべき課題の抽出－」を開催いたしました。そこでの議論内容、さらに、本医療を実践してきた医療関係者、本医療を受けたあるいは希望しているカップル、本医療によって生まれてきた子、など本件の法整備に関連する関係者ならびに一般の皆様からのご意見を拝聴し、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について、より良い方向に進めていくために議論すべき大切な課題・要望に関して取りまとめた報告書を作成いたしました。本報告書と報告書へのパブコメをここに提出いたします。

本報告書の内容を勘案の上、「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号）」の附則第3条にある検討を行って頂き、早急に形にしていただきたく切にお願いいたします。

また、本会では、2001年1月17日に本会理事長あてに出された厚生労働省母子保健課長通達「『AID 以外は同報告書における結論を実施するために必要な制度の整備がなされるまで実施されるべきでない』旨の見解が示されていることに御留意いただき、貴会会員に同報告書を周知いただくよう、特段の配慮をお願いします。」を本会会員に周知し、この22年間見解と同等の位置付けで遵守を求めてきました。凍結精子は人工授精(AID)の成功率が低く、妊娠率は顕微授精－胚移植により改善することは周知の事実です。この通達によって、多くの患者が効率の悪いAIDを繰り返し、結果妊娠に至らない、と言う不利益を被り、その上、AID以外の生殖補助医療が水面下で行われる、精子提供ルートの複雑化、高額化、ネットを使った個人ベースでのやり取り、生殖ツーリズムによる海外渡航あっせんなど多くの社会問題につながりました。この点は、今回提出した報告書からもご理解いただけたと思います。この厚生労働省母子保健課長通達の撤回に関しての要望を、同課の所管事務を引き継いだこども家庭庁母子保健課にしてまいりました。この件についても十分にご検討いただければと思います。

以上



公益社団法人 日本産科婦人科学会

〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目6番18号 東京建物京橋ビル4階

TEL : 03-5524-6900

FAX : 03-5524-6911

E-mail : nissanfu@jsog.or.jp

2023年4月10日

生殖補助医療の在り方を考える議員連盟
政策秘書 中島 浩一 殿

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 木村 正
臨床倫理監理委員会 委員長 三上幹男
同 副委員長 鈴木 直

「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について－議論すべき課題の抽出－」
報告書ならびにパブリックコメントの提出について

平素より日本産科婦人科学会（以下本会）の運営に多大なるご支援を賜りまして、誠に有難うございます。

本会では、2023年1月15日にシンポジウム「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について－議論すべき課題の抽出－」を開催いたしました。そこでの議論内容、さらに、本医療を実践してきた医療関係者、本医療を受けたあるいは希望しているカップル、本医療によって生まれてきた子、など本件の法整備に関連する関係者ならびに一般の皆様からのご意見を拝聴し、精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について、より良い方向に進めていくために議論すべき大切な課題・要望に関して取りまとめた報告書を作成いたしました。本報告書と報告書へのパブコメをここに提出いたします。

本報告書の内容を勘案の上、「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号）」の附則第3条にある検討を行って頂き、早急に形にさせていただきたく切にお願いいたします。

また、本会では、2001年1月17日に本会理事長あてに出された厚生労働省母子保健課長通達「『AID 以外は同報告書における結論を実施するために必要な制度の整備がなされるまで実施されるべきでない』旨の見解が示されていることに御留意いただき、貴会会員に同報告書を周知いただくよう、特段の配慮をお願いします。」を本会会員に周知し、この22年間見解と同等の位置付けで遵守を求めてきました。凍結精子は人工授精(AID)の成功率が低く、妊娠率は顕微授精－胚移植により改善することは周知の事実です。この通達によって、多くの患者が効率の悪いAIDを繰り返し、結果妊娠に至らない、と言う不利益を被り、その上、AID以外の生殖補助医療が水面下で行われる、精子提供ルートの複雑化、高額化、ネットを使った個人ベースでのやり取り、生殖ツーリズムによる海外渡航あっせんなど多くの社会問題につながりました。この点は、今回提出した報告書からもご理解いただければと思います。この厚生労働省母子保健課長通達の撤回に関しての要望を、同課の所管事務を引き継いだことも家庭庁母子保健課にしていまいりました。この件についても十分にご検討いただければと思います。

以上



公益社団法人 日本産科婦人科学会

〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目6番18号 東京建物京橋ビル4階

TEL : 03-5524-6900

FAX : 03-5524-6911

E-mail : nissanfu@jsog.or.jp